



CONTENTS

I Sabbatical

- 森と湖の街、ベルリンでの刺激的、文化的な研究生活 松本 克美 2

II Workshop Report

- アメリカ連邦最高裁ブライヤー判事、来たる 田村 陽子 4

III Presentation

- 中国人民大学、中国政法大学、清華大学訪問と
蘭州・中国民事訴訟法学研究会参加 出口 雅久 6
- 大人の作った制度は、子どもを幸せにしたか？
—日本家族〈社会と法〉学会 シンポジウムを終えて— 本山 敦 10
- 最後の？学会報告 三木 義一 12
- アメリカ法における支配株主の画定とその背景 水島 治 14

IV My Book

- 教育政策の政治学
(徳久恭子『日本型教育システムの誕生』木鐸社、2008年) 徳久 恭子 16

V Ceremony

- 授与式報告 竹瀧 修 18

VI Media Coverage

- 定例研究会 19

Sabbatical

外留報告

森と湖の街、ベルリンでの刺激的、文化的な研究生活

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

本年 9 月 25 日に、ベルリン・フンボルト大学（Humboldt Universität zu Berlin）での 1 年間の在外研究生活を終え、帰国しました。今回の研究目的は、私の研究テーマの一つである戦後補償問題との関連で、2000 年に制定されたナチス時代の強制連行・強制労働被害者への補償基金（記憶・責任・未来基金）の成立に向けて、個別の民事訴訟がどのような影響を及ぼしたのかという問題、また、基金がその後どのように運用されており、実際どのように「未来」に役立っているのかを調査するのが大きな目的でした。研究については、また論文等で成果をご披露することにして、今回は、フンボルト大学で体験したドイツの法学教育事情の一端をご報告します。

昨年 10 月から本年 1 月にかけての冬学期に、私の受入れ教授にもなっていたライナー・シュレーダー教授（Prof.Dr.Rainer Schröder）が担当されているドイツ現代法史の授業に出席させていただく機会を持ちました。18 世紀から、20 世紀のナチス時代、戦後の DDR の時代も含めて、公法、私法全体を概観する講義でした。何より興味深かったのは、その教育方法です。80 人程度の学生を相手に、法科大学院顔負けの対話方式で授業が進行していきます。あらかじめ指定された

教授の書かれたテキストと、300 頁以上に及ぶ資料があらかじめ配布され、それらを前もって予習してきたことを前提に、教授から学生へ質問をしながら授業を進行して行きます。この法制史の授業は、日本でいう司法試験の大学指定の選択科目になっていて、学生は朝 1 時限目の授業でありながら、熱心に出席し、質問に答えていました。法制史を学ぶ意義は、過去の法知識を得るだけでなく、現代の法的問題の歴史的背景を知ることと、過去の立法政策的な対応から歴史的教訓を学び、新たな問題に対応するときの基本的視点を学ぶことだというのが教授の持論で、授業の初めには、その時ドイツで行われていた鉄道ストの問題など時事的な問題を切り口に、19 世紀の労働運動と労働法の立法史のテーマに入っていくという具合でした。「この授業でどんな力を身につけるべきか。自分が法律家などになったときに、それがどのような意義を持つのか」という授業目標を明確にした優れた教育方法だと非常に感心しました。また、ナチス時代の強制労働問題とその補償問題にも 1 コマをあてた講義がなされ、その点でも勉強になりました。

また、フンボルト大学では、ドイツの法学部でも珍しくジェンダーと法の科目で正教授の地位を持つスザンヌ・ベア教授（Prof.Dr. Susanne Baer）がおられ、やはり冬学期に教授の担当する「同権政策」をめぐるゼミ（20 名くらい。女子学生がほとんど）にオブザーバーとして出席させていただきました。このゼミでもあらかじめ設定されたスケジュール表に、各回のテーマと到達目標、読むべき文献、身につけるべき力量等が細かく記され、セメスターの始めに、これも 300 頁以上ある資料が準備されていました（図書館にゼミ資



料を集めた原本があり、各自がコピーする方式)。また、ゼミの最終回には、このゼミを改善するとしたらどんな点を改善すべきかというテーマで学生と担当教員が議論する時間が設けられ、もっとテーマを絞るべきだとか、各回に設定されるテーマの順番を入れ替えるべきだなど学生から活発な意見が出されたりもし、これも興味深いものでした。

法制史の講義も同権政策のゼミも、教授による一方的な講義とか権威ある教授による緊張の中でのゼミなどという先入観を払しょくさせる、意欲的で新しい試みのように感じました。旧東ドイツ時代の中核的な法曹エリート養成機関（法学部全体で500人の学生）であったフンボルト大学法学部では、東西ドイツ統一後、ほとんどの教授が入れ替わり、学生数も増え（現在は3000人以上。うち外国人留学生が15%。全学部合わせて学生3万5000人）、各地から新進気鋭の教授たちが集められており、新しい教育を実現しようという情熱がひとときわ高いのかもしれません。教授陣もドイツの大学というより、ヨーロッパの中心の大学をつくろうという気概であふれているようでした。そもそも前身であるベルリン大学自体が、プロイセン改革の過程で1810年に創設されたドイツでは新興の大学で、各地から第一線の教授を集めてできた大学です。初代総長は哲学者のフィヒテ、2代目総長が民法学者として有名なサヴィニー、3代目総長が哲学者のヘーゲルでした。

ところで、フンボルト大学はプロイセン時代以来のベルリンの目抜き通りであるウンター・デン・リンデン（Unter den Linden 菩提樹の並木道）に面しています。法学部はかつての王立図書館だった建物を改造したもので、隣は、ナチス時代に学生による焚書が行われたので有名なベーベル広場があり、その広場の更に隣には、国立オペラ劇場（Staatsoper）が建っています。ベルリンには、これを含めて、ドイチュ・オーバーとコミッシュ・オーバーという3つのオペラ劇場があります。日本ではオペラなど1度として見たこともない私ですがベルリンでは結構オペラに親しみました（「魔笛」「フィガロの結婚」「セビリアの理髪師」「カルメン」「椿姫」



「蝶々夫人」「タンホイザー」「トリスタンとイゾルデ」などめばしいものを13本みました)。今年の1月には小澤征聖がゲスト指揮のベルリンフィルを堪能し、2月のベルリン映画祭では、コンペに正式出品された山田洋次監督、吉永小百合主演の「母べえ」の舞台挨拶を見たりしたのも良い思い出です。

「祝祭都市」(Feststadt) と呼ばれるベルリンでは、様々な祭りや見本市などが数多く行われています。ベルリンでの夕方の別れの挨拶は、Schönen Abend noch!(美しい、楽しい晩をお過ごしください) ですが、これは同僚や知人、友人からはもちろん、初対面のスーパーのレジの女性からも言われる決まり文句です。残業はほとんどせず、夜は8時頃からオペラやコンサート、映画などを見に行くか、友人たちと遅くまでカフェで過ごすようです。地下鉄やバスなども深夜（あるいは明け方）まで運転しています。一方、ベルリンは、プロイセンとナチス第三帝国の首都、第二次大戦末期の首都決戦の舞台、東西分断の壁とその崩壊、再統一という＜現代史のローマ＞と言われるような、現代史の縮図のような都市です。壁があった空き地には、次から次へと現代建築の粋を集めたような建物が今でも建ち続けています。それでもベルリンは、全面積の44%が森と湖と川と言われる世界有数の緑豊かな、ゆったりとした街です。1年と言わず、数年は住みたいものです。

(まつもと・かつみ 民法)

Workshop
Report

研究会報告

アメリカ連邦最高裁ブライヤー判事、来たる

田村 陽子 TAMURA Yoko



“...active liberty cannot be understood in a vacuum, for it operates in the real world.”

「・・・積極的自由は空虚なものにあらず、現実の世界で活きるものだ。」

- Breyer, ACTIVE LIBERTY, 2005, p.16.

去る7月15日、アメリカ連邦最高裁の現役裁判官であるスティーブン・ブライヤー (Stephen Breyer) 陪席判事が、立命館大学法科大学院にて、「アクティブ・リバティ：21世紀アメリカ憲法の果たす役割」という題目で講演をされた。会場には、法科大学院生・学部学生および学内外の研究者・法律実務家など、熱心な聴衆が300人程が詰めかけた。

ブライヤー判事は、1938年にサンフランシスコに生まれ、1964年ハーバード・ロースクール卒業後、当時のアメリカ連邦最高裁長官アーサー・ゴールドバーク氏の下でリーガル・クラーク（裁判所調査官）に抜擢され、それ以降、行政機関の補佐官などを歴任し、1980年以降は連邦控訴裁判所判事を勤められた後、1994年から現職に就いている。また、1967年以降現職就任まで、実務と並行してハーバード・ロースクールで行政法学者として教壇にも立ってこられた。ブライヤー判事は

まさに絵に書いたようなエリート中のエリートである。

立命館大学は、伝統的に海外からの研究者や実務家を招聘し、ご講演頂く機会が多いため、今回の件も、さほど珍しいことには見えないかもしれない。

しかし、良く考えてみると、日本で、現役の最高裁裁判官が、通常の職務を離れて、外国の大学を訪れ、自らが有している憲法の理念について、その思うところを率直に吐露することなど、良かれ悪しかれほばありえないのではないか。その意味においては、本学の学生・教員は、非常に貴重な機会に接したことになる。

筆者自身、いまだかつて日本でも、最高裁裁判官が個々に有している理念というものを（現役か否かを問わず）、直に聞く経験をしたことがなかった。それゆえ、今回の件で、拙いながらも通訳としてお手伝いができ、アメリカの現役連邦最高裁裁判官であられるブライヤー判事と近しく接することができたことは、またとない光栄であり、かつ忘れがたい経験となった。今回の招聘は、法科大学院の大久保史郎教授および研究科長市川正人教授ならびにアメリカン大学のジェフリー・ラバース教授のほか、山口孝司弁護士（本学教授）を窓口とした大阪弁護士会・近畿弁護士会による強力な連携とご尽力により、初めて可能となったものである。このことからみても、事の重大性がしのばれよう。なお、法学部からは、翻訳のお手伝いとして渡辺千原教授、倉田玲准教授、正木宏長准教授が、講演の宣伝には渕野貴生准教授が、そのほか平野仁彦教授、山田泰弘准教授などがご尽力された。

さて、本題の講演の内容だが、ブライヤー

判事は、国民（人民）の政治への積極的参加の重要性を、政治資金の規制や人種差別の問題に関する具体的な判例を挙げながら、非常に分かりやすい言葉で、また巧みに聴衆を惹きつけながら語られた。

日本と異なり、アメリカの連邦裁判所の最高裁判官は、定員が現在9人で、定年がなく終身制であり、欠員が出たときに新たな裁判官がそのときの大統領により任命される。ブライヤー判事は、民主党のクリントン大統領の時代に、陪席判事に任命された。アメリカの場合、9人の裁判官が、それぞれ政治的傾向も含め独自の憲法観・憲法理念というものを非常に強く有しており、またそのおのこの理念を個々の事件の判断の中で、「意見」として披瀝することを積極的に行うことが伝統になっている。

ブライヤー判事は、アメリカ憲法の解釈において最も重要な要素は、厳格な文言解釈や歴史・伝統の尊重、先例の検討などではなく、憲法の目的（theme）にあるとする。そして、その内実は、「古代人の自由」としてローマ時代より古くから認められている、国民の「積極的自由（active liberty）」すなわち国民の「政

治への積極参加」の理念を、近代社会を経た「現代の社会」でなお実現することにある、と述べられた。

筆者は、憲法が専門ではないので稚拙な感想になるが、元来、憲法の最高価値としては、単純に、近代市民革命により認められた個人の「消極的自由（精神的自由）」の保障が根幹にあると思っていた。それ以上に、憲法解釈理念として何が重要か、という見地からは考えたことがなかった。

今回のブライヤー判事の講演を拝聴し、現代社会においてこそ、古代人の自由すなわち民主主義の根幹である「積極的自由（政治への積極参加）」の再認識が、憲法判断の指標として非常に重要であると得心したのであった。

民主主義の精神を大事にする点では、立命館大学も同様であることはいうまでもなく、今回のブライヤー判事のご講演は、誠に本学の精神および時宜にかなった素晴らしいものであったといえよう。

（たむら・ようこ 民事訴訟法）

Presentation

学会報告

中国人民大学、中国政法大学、清華大学訪問と
蘭州・中国民事訴訟法学会研究会参加出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

私は、今回、北京の清華大学法学院に留学中の小田美佐子准教授と共に、9月17日から23日まで中国・北京の三大学および蘭州を訪問してきた。今回の訪問の第一目的は、北京の主要な大学である中国人民大学、清華大学、中国政法大学との学術交流について具体的に協議することが目的であった。そして、第二の目的は、蘭州で開催される中国民事訴訟法学会研究会に参加させていただき、若手民事訴訟法学者との学術交流を展開することであった。

まず9月17日に北京に到着後すぐに、中国人民大学法学院を訪問し、副院長の劉明祥教授、ユーモアのセンスを持ち合わせながらも、学界、政界にかなりの影響力もある湯維建教授（民事訴訟法）をはじめ、人民大学スタッフと学術交流について協議した。とりわけ、日本人的で大変控え目であるが、邵明教授（民事訴訟法）は、きわめて頭脳明晰であり、かつ、日本に対しても友好的な若手研究者であった。今回の中国訪問の最も重要な収穫の一つであろう。その後、夕食会の終了後に、人民大学において「日本の民事訴訟法の継受と伝播」について公開講演会を開催し、若手スタッフや院生など30名程度が参加した。

講演の通訳を担当していただいた、人民大学の楊東准教授には心から感謝する次第である。ちなみに、楊先生の取り計らいで、中国に対する法整備支援を推進しているJICAの住田尚之弁護士、日本大使館に出向している長田雅之裁判官も講演会に参加し、日中の学術交流についても活発な意見交換が行なわれた。

18日の午前中は、中国政法大学法学部・張保生副学長を訪問した。張保生先生とは、すでに昨年ドイツ・フライブルク大学でお会いしたことがあり、そのころから学術交流に熱心な方であるという印象があった。若手の民事訴訟法研究者である肖建貨教授や法学部で副学部長をしている王井喜教授とも会談に参加していただいたが、いずれもシカゴ・ノースウェスタン大学ロースクールへの留学経験者であり、英米法の影響の強い学風が感じ取られた。張副学長には、私が副理事長をしている国際訴訟法学会・バレンシア大会への参加についてお願いしたところ、張副学長が所長をしている証拠科学研究院は中国の重点研究基地にされているらしく、研究費はかなり潤沢にあるようであった。

さらに、同日の午後は、清華大学法学院を訪問し、王亜新教授の研究室において蘭州の学会における私の講演報告について協議した。また、中国・最高人民法院が現在企画しているARDに関する国際シンポジウムへの参加要請についてお話を伺った。王亜新先生は、2006年の国際訴訟法学会・京都大会で中国側の代表として訪問団を結成していただき、日中学術交流に多大な貢献をされている著名な学者である。そこで、学期中なので海外出張は大変困難ではあるが、とりあえずは

前向きに善処しますとお答えしておいた。その後、王振民法学院長（憲法）と黎宏教授（刑事法）とも本学との学术交流について懇談し、私の方からは、「現代中国法入門」というシリーズで日本語ができる中国人教員を中心に連続の集中講義を企画してはどうかという提案を行った。

さて、9月19日からは蘭州で開催された中国民事訴訟法学会研究会に参加するために、北京から空路移動した。蘭州空港は高大な中国平原の中に位置し、小型バスで1時間程度走行して、蘭州に到着した。その日の夕方は、中国民事訴訟法学会研究会の陳桂明理事長に学会幹部と地元開催校の代表者との夕食会に招待され、地元の料理（勿論中華料理！）が振舞われた。ちなみに、今回は九回連続の中国料理が朝昼晩続いた。宴会では、「郷に入っては郷に従え」の通り、例によって中国式の一人ずつ杯が空になっていることを目の前の相手に示しながら、乾杯が永遠と続いた（もっとも、次の日の講演も考えて、途中でお茶にすり替えて、何とか自己防衛に努めた）。

以下の9月20日以降の学会報告は小田美佐子先生の報告書に基づいている。小田先生の卓越した通訳がなければ、今回の訪問も成果を収めることは不可能であったと思う。この場を借りて小田先生に感謝申し上げたい。かかる理由から、私は若干の感想を多少記述するに留めたい。

9月20日からは、中国法学会民事訴訟法学会研究会2008年年会が、新民事訴訟法の改正および適用をテーマに中国蘭州市において開催され、中国全土より約200名の中国の民訴法研究者・実務家が参加したが、同学会への参加が許されたため、学会報告および分科会



における討論等の状況を把握する機会に恵まれ、中国の民事訴訟法学者・実務家との交流を深めることができた。なお、同学会は2006年に中国法学会訴訟法学会より独立したが、独立後の同学会への外国人研究者の参加ははじめてのことであり、閉幕時に司会者より日本からの参加者として紹介がなされた。

まず20日午前の開幕式では同学会会長の陳桂明理事長（「中国法学」編集長、人民大学教授）より開会の辞が述べられ、08年会のテーマ選択の理由、改革開放30年のスパンでみた場合の中国民訴法研究の特徴、外国法との関連等について言及がなされた。その後、08年会の主催校である甘肅政法学院の王肅元学長による挨拶、参加者全員の写真撮影、常務理事会における理事および常務理事の選挙と続き、学会報告は最高人民法院の黄松有副院長、最高人民検察院民行庁の王鴻翼庁長、筆者である出口雅久の順になされた。

黄松有副院長は、今時行われた民訴法改正は主に再審、執行に関わるものであるが、最高人民法院としては執行に関する司法解釈を近日中に公布する予定であり、再審に関する司法解釈も審議中であると述べた上で、再審手続に関しては再審申立のできる主体、回数、管轄が問題となっていること、執行手続に関しては、管轄、異議申立の性質・位置づけ、執行異議申立の事由、執行督促の申立、執行申立の期限、財産報告制度が問題となっていると紹介した。

王鴻翼庁長は、今時民訴法改正は部分的な改正にとどまっているが、検察に関わるのは再審事由の統一、再審の法定期限の明確化であるが、検察が民事事件に介入することの性



質等については根本的な解決がみられず、「抗訴」という概念を疑問視すべきであるとの見解を述べた。

筆者(出口雅久)は、国際訴訟法学会の副理事長として、International Association of Procedural Law の紹介をした上で、日本民事訴訟法の継受および伝播について紹介した後、とりわけ平成8年および15年改正の成果、問題点に焦点をあててデータを示しながら報告を行った。通訳は、清華大学法学院の王亜新教授が担当された。中国の学会で日本語で挨拶し、講演するのはこれが二回目であるが、やはりかなりの緊張をしていた。私の講演中、全員が見つめる中、中国の若手研究者が真剣な眼差しでノートを取っている光景を見て、日中学術交流の重要性を改めて実感した次第である。また、学会では、中国社会科学院の叶自强研究員にも10年ぶりに再会し、旧交を温めることができた。さらに、中国の大学院生も積極的に学会に参加し、多くはかなりの英語力を有していることにも驚かされた。

さて、20日午後と21日の午前は、30年の回顧および民事訴訟法典の全面改正への展望、再審手続、執行手続の3つの分科会に分かれてそれぞれ約3時間半の議論がなされ、21日の午後にはそれぞれの分科会での議論の総括がなされた。

斉樹潔教授(廈門大学)のまとめによると、第一分科会では30年間の回顧として制度の創設、条文解釈、研究者の養成、学会の独立等において一定の成果はみられるものの、完全な民訴法典の未完成、重要な概念の理論研究における未確立、理論と実務の架橋等において問題を残しており、今後の民訴法全面



改正にむけて、とりわけ当事者の訴権保障、三審制の導入の是非、裁判所に対する監督、訴訟とADRの関係をめぐる議論がなされた。また李祖軍教授(西南政法大学)のまとめによると、第二分科会では再審の機能・位置づけ、検察による監督の是非等をめぐって議論がなされ、今時改正に対する批判的な意見が多く、多くの学者より出され、改正を評価するために追跡調査を行うことの必要性等に関しても主張がなされた。

さらに劉敏教授(南京師範大学)のまとめによると、第三分科会では執行監督に関しては理論的基礎および比較法の研究が不十分であり、「執行難」に関しては刑法における執行非協力罪といった罪名を新設すべきとの見解、独立した執行裁判廷を設置すべき等との見解が示された。

なお、分科会での議論の総括に先立ち、08年会より設けられた自由発言の時間帯において、海南大学の譚兵教授より訴権問題の解決の必要性、政法大学の楊榮新教授より強制執行法制定の必要性、人民大学の邵明教授より民事訴訟手続・非訟手続・執行手続の原則のとらえ方、最高人民検察院の孫加瑞検事より中国検察制度・法律監督制度・執行監督等に関する問題提起、陳真学弁護士より判決書における弁護士の代理人意見の記載の必要性、社会科学院の叶自强研究員より交互尋問に対する正確な理解の必要性、西南政法大学の呉傑副教授より訴訟費用敗訴者負担原則への問題視、湘潭大学の胡軍輝講師より第三者による再審申立制度に関してそれぞれ5分以内の発言がなされた。



最後に、学会会長の陳桂明先生より大会のまとめとして、研究者のみならず実務界からの参加が多く、突っ込んだ議論ができたこと、立法者や裁判官の思考様式が非常に参考になること、自由発言の時間帯を今後も続けていくべきこと、全人代より5年以内の大きな改正は確実になったので学会の研究成果に期待しているとの伝言を預かっていること、実際の生活に根ざした問題提起や解決策の提示の必要性、手続法と実体法の研究を結びつけることの重要性、理事会の若返り等が述べられ、来年の学会主催校は重慶にある西南政法大学であるとの発表がなされ、学会は終了した。

今回の北京訪問・蘭州の学会参加では、中国民事訴訟法学会の若手研究者との学術交流をすることができたことは、大きな成果であると考えている。本学の小田美佐子准教



授と協力して、本学における中国戦略の一環としても法学関連の学術交流の推進を積極的に進めて行きたいと考えている。

(でぐち・まさひこ 民事訴訟法
おだ・みさこ 中国法)

Presentation

学会報告

大人の作った制度は、子どもを幸せにしたか？
—日本家族〈社会と法〉学会 シンポジウムを終えて—

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

◎はじめに

11月9日(日)、中央大学理工学部(後楽園キャンパス)において、日本家族〈社会と法〉学会第25回学術大会が開催された。筆者は、シンポジウムの司会者および報告者の一人として、同大会に参加した。以下、同大会の模様を簡単に紹介する。

◎第1部：若手セッション

今年の若手セッションは、倉田加世氏「ドイツにおける家庭保護の規範的根拠と理念～子育て支援の視点～」と佐々木健氏「ドイツにおける手続保護人(Verfahrenspfleger)制度と子の意思の尊重」の2報告が用意された。両報告とも面白そうなのであったが、筆者は、シンポジウムの打ち合わせのため、それぞれ一部分しか聴くことができず、大変に残念であった。来秋刊行の学会誌『家族〈社会と法〉』第25号を心待ちにしたい。

◎第2部：シンポジウム

テーマは、「特別養子制度20年：子どもの幸せを求めて」であった。二宮周平(立命館大学教授)と筆者が司会を務めた。

報告は、①「問題提起」(筆者)、②「特別養子縁組の最近の傾向」(中山直子・千葉家庭裁判所判事)、③「特別養子縁組事件における家庭裁判所調査官の調査について」(小澤久美子・千葉家庭裁判所佐倉支部家庭裁判所調査官)、④「我が国における養子制度の実情—養子縁組斡旋の現場からよりよい特別養子法の改正を願って—」(岩崎美枝子・社団法人家庭養護促進協会理事)、⑤「養子制度の国際比較」(鈴木博人・中央大学教授)、⑥「提言」(床谷文雄・大阪大学教授)であ

った。休憩をはさんで、⑥「討論」が活発に行われ、⑦「総括」(二宮教授)で結ばれた。詳細は、上記学会誌を参照されたい。

ところで、筆者は、2005年7月から本シンポジウム終了時(2008年11月)まで、本学会の「若手企画委員」の一人であった。若手企画委員の役割は、シンポジウムのテーマを提案し、担当理事(床谷教授)と共にシンポジウムを実現することである。

筆者は、かつて、特別養子縁組の許可が問題とされた名古屋高決平15・11・14家月56巻5号143頁の評釈を上梓した(判例タイムズ1157号121頁、2004年11月)。その中で、筆者は、「数年後には、特別養子制度発足20周年となる。それを機に、制度の検証をするよう、提案したい。」と言及した。しばらくして、若手企画委員を拝命することとなり、シンポジウムのテーマを提案する機会に恵まれた。それが、今般のシンポジウムに至ったのであった。めぐりあわせの僥倖を想わずにはいられない。

◎懇親会

シンポジウムの終了後、会場を移して行われた懇親会の席上、研究生生活を特別養子の問題に捧げてこられた中川高男先生(明治学院大学名誉教授・平成国際大学名誉教授)が暖かい言葉をかけて下さった。養子は近時省みられることの稀なテーマであるし、シンポジウムの出来不出来も分からないが、中川先生から頂戴した励ましを糧に、今後も研究を続けて行きたい。

◎むすびにかえて

末尾となり恐縮だが、開催校の中央大学、

野沢紀雅教授、鈴木教授、そして会場を駆け回ってくれた学生諸君に感謝を申し上げます。また、撮影をお願いした、梅澤彩氏（相山女学園大学専任講師）にも御礼申し上げます。

（もとやま・あつし 民法）



写真は、本シンポジウムの副産物である、「《特集》養子制度の国際比較研究」民商法雑誌138巻4=5号（2008年8月）と報告中の筆者。

竹田省・末川博 創刊

民商法雑誌

第138巻 第4・5号

08.10.27

昭和一九年五月一八日第三版印刷
平成二〇年八月一五日発行（毎月一五日発行）

（七八月号）

《特集》養子制度の国際比較研究

養子制度の比較的研究の課題……………床谷文雄……………四〇七
英国における同性カップルの子育てと養子……………田巻帝子……………四〇六
ドイツの養子法……………鈴木博人……………四〇五
—— 福祉国家と養子を中心として ——
フランス・国際養子の増加と国内養子の減少……………本山敦……………四〇六
ベルギーの新しい養子縁組サービス……………菊池緑……………四〇三
養子縁組のオープンネス……………原田綾……………四〇二
—— アメリカにおける「オープンな養子縁組」を中心として ——
韓国の親養子制度導入の意義……………金亮完……………四〇九
特別養子縁組裁判例の軌跡……………中川高男……………四〇九

判例紹介（最高裁判事判決平成一九年一〇月分）……………肥塚肇……………六二六
人身傷害補償特約と事故の外來性……………中村光一……………六三三

労働・社会保障判例紹介（平成一九年七月分）……………水島郁子……………六三三
労災保険の年金給付と政府保障事業の損害填補との調整……………中村光一……………六三三

資料と紹介……………中村光一……………六三三
CISGとA/C意見第六号（CISG第七四条に従った損害賠償額の算定）……………中村光一……………六三三

平成20（2008）年8月15日

学会報告

Presentation

最後の？学会報告

三木 義一 MIKI Yoshikazu

今年10月の租税法学会において報告の機会をいただいた。事務局担当の方からの説得工作は「三木さんは、そろそろ学会を辞めるとおっしゃっているようなので、やめる前に報告してもらおうと思って……」というものであった。

確かに、学会からも徐々に引いていくと話していたのは事実であるし、既に退会届を出したところもある。租税法学会もそうしようと考えていた矢先に先制攻撃をされてしまったわけである。予定されている統一テーマが「租税手続上の納税者の権利保護」で、全体の構成は次のようなものになっていた。

- (1) 三木義一（立命館大学）「租税手続上の納税者の権利保護」
- (2) 松原有里（明治大学）「租税救済手続の国際比較」
- (3) 手塚貴大（広島大学）「租税手続における事前照会」
- (4) 今村隆（駿河台大学）「租税訴訟における文書提出命令」
- (5) 渋谷雅弘（東北大学）「更正の請求をめぐる今日の論点」

私が学会からも引いていこうと考えていたのは、何も学会報告が怖いわけでも、学会主流派？と対立しているわけでもない。なによりも、法律学という学問の科学性のなさ、学生という素人を相手にのみ講義をしている人たちの報告の退屈さと、学会という組織の無力さを、痛感してきたからである。

他方で、学会も含めて世代交代を促進しなければいけないとも思ってきた。税法という領域は戦後ようやく独立した学問領域となった新しい学問領域であるが、創立期に30代

から40代で学会をリードしてこられた方々が、その後もますますお元気で、現在も重鎮として大活躍をされている。これ自体は大変喜ばしいことであるが、次の世代である私達の世代ももう60近くなってしまうのである。私達も同じ対応をすると、鋭い問題提起のできる30代や、全体が見え始める40代の人たちの活躍の場が相対的に失われる、と感じていた。そこで、少なくとも私は早く抜けようと考えていたのである。

そこで、引き受けるのを多少躊躇したが、この機会に皆が言いにくいことをはっきり言うのも使命かもしれないと思い、引き受けることにした。

私の報告のポイントは、租税立法手続については戦後改革がいまだなされていないこと、租税行政手続については、かつての相対的優位から相対的に遅れた領域になったこと、税務争訟手続では、かつての相対的優位から透明性と公正性の最も弱い領域になったことを確認し、これを克服するためには、学会が新たな手続立法を促すための立法論を積極的に展開し、それが現実の立法に反映されるように学会のあり方を検討すべきだ、ということであった。

その真意は次の点にある。税法は、学問領域としては、法律学の世界では若い。それだけに、法学部で幅をきかしている憲法や民法のような基本法の研究方法をまねて、精緻な解釈論を展開しようと努力してきた。しかし、解釈論は実務では勝ち負けを決めるものとして重要であるが、税法学者にはもっと大事な課題があるのではないかと。基本法領域で行われてきた解釈論というのは、解釈という名を借りた立法論だからである。最高裁など

の判例を見ると、一般市民が条文を読んでも全く理解できない解釈をし、実質的に立法を行っている。そうせざるを得ないのは、基本法領域はなかなか改正ができないため、現実と不適合になった部分を解釈という名で補っているのである。要するに容易に改正立法できない領域の悲劇であり、この領域で行われている偽装工作を税法がまねをする必要はない。なぜなら、税法の世界では毎年税法改正の機会があるからである。毎年の改正に際して、不合理な結果を生み出している条文を、訴訟などの煩わしい手間をかけずにすむように、適切に改正させていくことこそが税法学及び税法学会の役割であろう。

私の主張の骨子と真意は以上のようなもので、具体的な立法的改正の課題とし、(1) 統一的手続法整備の必要性、(2) 「和解」・「合意」手続の明確化、(3) 税負担の錯誤無効と救済方法、(4) 源泉徴収制度の法律関係（前払いと独立徴収義務とが混在）、(5) 申告納税制度と加算税、について具体的な提言をおこなった。

シンポジウムでは、質問が私に集中して、司会者に迷惑をおかけしてしまったが、楽しいものであった。批判されるのが怖いという感覚がなくなり、率直に皆さんから教えてほしいという気持ちが強かったせいであろう。ただ、質問は私の予想の範囲内のもので、(2) の税務争訟と和解手続に関するものが多かつ

た。税務争訟の世界では、租税法律主義の形式的理解から、和解を公式に認める議論は少なく、訴訟でも徴収について年間2, 3件ある程度である。しかし、これが争訟の硬直化をもたたらしているのも事実なので、救済の確率を上げるためにも争訟手続における和解の活用必要性を強調したのである。否定的な意見はあまりなく、むしろドイツの財政裁判所での経験に基づいた「事実認定の和解」に関して意見を交換した。期待していた(3)の錯誤無効については質問がなかった。国税通則法は、当事者双方が契約の錯誤無効を認めた場合の救済を明らかにしていない。合意解除と区別がつかないからであろうが、やはり難問で、自分で考えるしかないと実感させられた。

いずれにせよ、今回の報告を最後の学会報告にしようと思って臨んだのであるが、報告後、東京の元官僚のグループからより具体的な報告をしてほしいと言われてしまった。やはり、学会での発言をしておくのは意味があるのかもしれない、という迷いが生じてしまった。

男（も女も）はいつの時代も迷う。石川達三『四八歳の抵抗』（新潮文庫）は結局、元に戻ってしまったが、五八歳の抵抗を試みている私の今後どうなるのだろう。

（みき・よしかず 税法）

学会報告

Presentation

アメリカ法における支配株主の画定とその背景

水島 治 MIZUSHIMA Osamu

1 問題の所在

支配株主が少数派株主に対して信認義務を負うという命題（以下、単に「支配株主の信認義務」という。）は、アメリカの判例・学説上ほぼ異論なく受け入れられているといえる。もっとも、こうしたアメリカ法においても、支配株主の信認義務は州会社法において実定法化されることなく今日に至っており、支配株主とはそもそもどのような株主なのかという問題（支配株主の画定の問題）はほぼ全面的に判例に委ねられている状況にある。他方、我が国はというと、アメリカ法と同様の支配株主の信認義務を制度的に導入しようとする立法論的見解が有力に唱えられているが、これを実現しようとする場合、その出発点として支配株主をいかに画定するかという問題が生じることになる。本報告は、アメリカ法における支配株主の画定をめぐる判例を概観して、その状況や理論的背景の分析を通じて、我が国の会社法制に支配株主の信認義務を導入した場合における支配株主の画定をどのような視点から考えてゆくべきかについて検討するものである。

2 アメリカ法における判例の状況

アメリカ法における支配株主の画定の問題を考える場合、まずベンチマークとなるのがデラウェア州の判例である。デラウェア州の判例において、支配株主の画定の問題が明確に判示されたものは必ずしも多くはないが、しばしば引用されるものとして、Kaplan v. Centex Corp. 284 A.2d 119 (Del. Ch. 1971) がある。この判例では、支配株主であることの証明責任を原告側が負うことを前提として、その証明の内容について、①少なくとも問題となる株主の持株比率が過半数に至らない場合、当該株式所有の事実だけでは当該株主に

支配またはコントロールがあることの証明としては十分とはいえないこと、②持株比率が過半数に至らない株主が支配またはコントロールを有していることを証明するためには、最低限、当該株主がその必要性や利益に適合するように会社の行為を（現実に行う形で）指図していることを証明する必要があること、という2つの点を明らかにしている。デラウェア州の判例における支配株主の画定の特徴としては、②の認定が非常に厳格な傾向にある点を指摘することができ、実際これが認められた判例は非常に少ない。

もっとも、アメリカ法全体として見る場合、デラウェア州の判例の採用する判断の枠組みは必ずしも支配的・絶対的なものともいえない状況も存在する。例えば、ニューヨーク州の判例においては、「支配とは、被告の行動や行為、取締役や役員のそれといったあらゆる状況から事実として判断されるべきものであり、支配株式の所有のみに基づいて判断されるべきものではない」といったように、持株比率以外の要素を相対的に重視する傾向が比較的早くから見られる。実際、ニューヨーク州の判例においては、理由が明確ではないものも含めると、持株比率が過半数未満の株主に支配株主性を認める判例がデラウェア州のそれに比べて多いようにも思われる。また、デラウェア州の判例は会社の規模や閉鎖性の有無により支配株主の画定基準を変化させないが、それ以外の州の判例においては閉鎖的会社（closely held corporation）における支配株主を比較的緩やかに認定するものも散見される。

3 支配株主の画定をめぐる判例の背景

支配株主の信認義務がほぼ異論なく承認されているアメリカ法においても、支配株主の画

定という問題についてはデラウェア州法とそれ以外の州法との間で微妙な差異がある。もちろん、会社法が州法であり、また判例というものが当事者の主張や個別の事実関係の特性等を反映しやすい性質のものであることからすれば、こうした差異は誤差に過ぎないと評価する余地もある。ただ、判例の状況を詳細に分析するとき、こうした差異を単純に誤差と考えるには無理がある部分もある。そこで、本報告では、ある株主が他の株主に信認義務を負うという支配株主の信認義務の構造論の観点から、こうした差異の要因を考察する。

そもそも、アメリカ法においても支配株主の信認義務が自明のものとして公理的に存在していたわけではなく、むしろ我が国と同様、株式は株主の私有財産であり、株主はその権利行使において法的制約が課されることはないという命題（議決権でいえば、議決権の自由行使性）が先に存在していた。しかし、19世紀末から20世紀初頭、判例はこうした命題を大きく2つのアプローチから制約するようになる。第1のアプローチは、議決権の自由行使性それ自体がそもそも制約されているというものである。これは、株主は生来的に株主相互間において会社の財産を毀損しないように行動する義務を負うということを前提として、そうした相互義務から株主の議決権行使に対して他の株主に対する義務を導き出すという考え方である。第2のアプローチは、逆に株主が有する議決権の自由行使性を貫徹するというものである。これは、議決権の自由行使性と資本多数決原理を極限まで押し進めるとき、ある株主が会社それ自体または取締役と一体視できる状態が形成され、それによって当該株主に他の株主に対する信認義務を導き出すという考え方である。こうした2つのアプローチを前提とすると、第2のアプローチを中心に支配株主の信認義務を捉える場合には、デラウェア州法のように持株比率の要素が相対的に重視されやすくなるのに対して、第1のアプローチを中心にこれを捉えるとすれば、持株比率以外の要素が相対的に重視されやすくなる。

アメリカ法における支配株主の信認義務をめぐる判例は、1920年代後半頃からその構造を判示しなくなる傾向が見受けられる。しか

し、このことは判例が支配株主の信認義務というものを単一の構造のものとして捉えるようになったことを必ずしも意味しているわけではなく、むしろ異なる出発点を有する株主間の義務の存在を前提としてその帰結部分だけを命題化することである種の実利をとったに過ぎないとして捉えるべきではないかと本報告は考えている。そして、こうした捉え方を前提とすると、アメリカ法における支配株主の画定の微妙な差異は、支配株主の信認義務という命題に内在化された信認義務の構造論の捉え方に対するスタンスの差異が表面化したものといえることができる。

4 日本法への示唆

アメリカ法において、支配株主の画定の問題が支配株主の信認義務の構造論と表裏一体的に位置づけられるものであるとしても、判例法という体系上、支配株主の画定の問題を理論的・体系的に厳密な形で位置づける必要性は必ずしも大きくはない。これに対して、我が国の場合、支配株主の信認義務を制度的に導入しようとするれば、まず支配株主の画定を条文上明確にすることが不可避といえる。その意味において、日本法の場合、アメリカ法の場合以上に支配株主の画定の問題を正面から検討する必要性が必然的に大きくなるといえる。

では、我が国において、こうした問題はどのような要素に着目して考えてゆくべきであろうか。本報告のこれまでの検討からすると、支配株主の信認義務を制度的に導入するという日本法の状況は、アメリカ法において当該義務が判例法上採用されるまでのプロセスと類似した側面を有している。そこからすると、日本法における支配株主の画定の問題は、アメリカ法が支配株主の信認義務というものを命題化する過程において行ってきた議論（つまり議決権の自由行使性や資本多数決との関係あるいは会社財産をめぐる株主間の関係のあり方についての議論）を会社法の既存の制度との関係でどのように位置付けるかという極めて原初的な問題の検討の必要性を示唆するものといえよう。

（みずしま・おさむ 会社法）

My Book

自著紹介

教育政策の政治学

『日本型教育システムの誕生』（木鐸社、2008年）

徳久 恭子 TOKUHISA Kyoko



圧倒的な社会的支持を背景に改革を断行しようとする小泉政権が発足して以降、日本政治の特徴を表すものとして、「ポピュリズム」という概念が用いられるようになった。具体的には、トップ・リーダーが政党や議会の迂回して、有権者に直接訴えるという政治戦略を指しているのだが、そこでリーダーは、エリート対大衆（people）、善玉・悪玉等の二元論に依拠して正当性を得ようとする（大嶽2008）。近年の過剰なまでの官僚パッシングは、その最たる例といえるが、専門家集団による閉鎖的な政策コミュニティの中で意思決定を行ってきた「教育行政」もまた解体すべき敵とみなされる風潮が強まっている。

だが今日、マスメディアでさかんに論じられている日本教育の機能不全と、それに対する抜本的な改革の必要性という主張は的を射ているのであろうか。筆者はこの点について、いささか疑問を感じている。たとえば、会食の席で私が教育政策を研究していることが知られると早々に議論を挑まれたり、長々と持論を展開され、挙句の果てに叱られたりするという経験が示すように、教育に関する議論は素人・専門家を問わず百家争鳴的である。これは、学校教育が人的資本の形成や市民の

育成など性質の異なる目的を複数併存させていることや、学校教育に対する個人的な思い入れの強さに困っているものと思われる。やっかいなことは、教育は誰もが論じられる主題であるだけに、ポピュリストのやり玉に挙げられやすい政策であるという点にある。改革を善とする議論のもとでは、現行制度は否定的に評価されるが、その多くは印象論の域を出ず、客観的な分析から問題の所在を明らかにし、代替案を提示する議論は少数に止まる。筆者はこの点を懷疑している。

対象を直感的に理解するという傾向は、教育の分野に限ってみれば、1950年代にまで遡る。憲法問題と並んで保革イデオロギー対立の主戦場とされた教育政策については、占領期に構築された諸制度を事後的に民主的と評価し、その修正を改悪とする見方が当時から支配的であった。しかし、そうした見解の多くは実証を伴わない点で、今日と同様の問題を残している。つまり、いずれの議論も価値を先行させることで、戦後教育システムの本質を見誤ってきた可能性を残しているのである。

そこで筆者は、拙作『日本型教育システムの誕生』において、戦後教育の基礎を築いた占領期の改革を再検討し、諸法令はいかなる理念の下に制度化され、総体としてどのようなシステムを築いたかを個別具体的な政策過程に着目しながら検証し、戦後日本の教育行財政制度の本質に迫ることを試みた。その結果、「教権」という理念の制度化が保革を超えて戦後日本の教育政策の基軸となったことを明らかにした。

ここで「教権」という耳慣れない理念について説明を加えると、教権とは、戦後日本の

あるべき姿として掲げられた「文化国家」を構成する真善美を知る人格を育成する目的で、国民の師表たる教師に与えられた、教師の教育権を意味する。占領期の教育改革を担った知識人や文部官僚、各党派の文部委員らはいずれも「教権」という理念を共有しており、占領期の教育政策は、一般に「保守反動」と呼ばれる占領後期を含め、一貫して「超党派の合意」を基調に形成された。教育憲法と呼ばれた、(旧)教育基本法は「教権」という理念を体现する諸法規の頂点に位置するもので、教育委員会法(のちの地教行法)、教育公務員特例法、義務教育費国庫負担法などから構成された。

このような教育システムが築かれたのは、焦土と化した国土を復興させ、講和独立に至るには、民主改革の断行が不可欠であり、教育による国民の啓蒙が急がれるとの判断に拠るものであったが、直接的には、戦前に教育の中立性が制度的に保障されず、教員の身分が不安定であったことが軍国主義の台頭を許したと自戒する文教関係者たちが「教権の確立」を強く求めたからであった。具体的には、教育行政を一般行政から独立させ、系統性のとれた教育行政制度を築き、教育財源の確保を目指すものであったが、法制化の過程で、「均衡財政」を求める大蔵省や「総合行政」を志向する内務省系統機関から厳しい批判を受け、教権の制度化はアイデア(理念)をめぐる三つ巴の争いの中で進められた。この

三すくみの対立が三位一体改革の過程で再燃したことは記憶に新しいと思われるが、教育を民主化の要とする理解が支配的であった当時は教権の確立を目指す施策が国民から支持され、概ね制度化された。そして現場では、民主化に向けた国民の啓蒙と教育の機会均等を保障する均質的な教育の実施が試みられたのである。

ところで、こうした教育政策は脱工業化と経済のグローバル化により支配的なマクロ・トレンドとなった新自由主義の立場から挑戦を受けている。社会的公正を保障する標準的な教育は選択の自由や多様性を阻むものとして、系統性のとれた教育行財政制度は分権化を阻害する中央集権的な制度として批判され、刷新を迫られている。ただし、そこには市場原理に親和的な教育の自由化や、地域住民による教育の自治を目指す分権化等、ベクトルの異なる複数の政策が併存しており、いずれの方向に改革を進めるかについては合意が得られていない。迷走を続ける教育改革に指針をもたせるためには、現状分析とそれにもとづく冷静な議論が必要ではなからうか。戦後教育システムの本質を改めて知ることが、今日の改革を語る上でも有益であろう。拙作はそうした議論の一助となるものと考えてる。

(とくひさ・きょうこ 政治学)

Ceremony

授与式報告

第3回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

2008年5月16日、第3回『平井嘉一郎研究奨励賞』の授与式が開催された。本賞は、故平井嘉一郎氏（ニチコン株式会社の創業者で、長年、同社の社長、会長を務められた。立命館大学法学部卒業生）のご遺志により、若い有為の人々の活躍を励ます趣旨で、ご令室・平井信子様のご厚志に基づき、創設された。「本学法学研究科大学院学生を表彰し、もって国内および国際社会での発展に貢献できる人材を育成する」ことを目的とする。

本年度は、内田良氏（博士前期課程1年、民法専攻）、加賀山万理子氏（博士課程前期課程1年、憲法専攻）、竹本信介氏（博士課程後期課程1年、行政学専攻）の3名の方が受賞された。

平井信子様はか関係各位の列席を得て行われた授与式では、川口清史・立命館大学総長から賞状の授与と副賞贈呈の後、法学研究科長より選考結果の説明があり、平井様から受賞者への励ましと今後の活躍への期待の言葉を頂いた。受賞者からは、本研究奨励賞に相応しい活躍をしたい旨の抱負と受賞の謝意が述べられた。なお、授与式の前に、平井嘉一郎氏の足跡をまとめたDVDの鑑賞を出席者全員で行った。また、授与式終了後、受賞者と関係者の茶話会がもたれ、和やかな懇談が行われた。

（法学研究科長 竹濱 修）

Ceremony

授与式報告

第6回天野和夫賞授与式について

2008年10月3日、第6回『天野和夫賞』の授与式が開催された。本賞は、故天野和夫先生（法哲学者、元立命館大学総長・学長）のご令室・天野芳子様からのご寄付に基づき、優れた研究成果をもって学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生と、法の基礎理論について優れた研究成果をもって学界に貢献した若手研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的として、創設されたものである。

今回の受賞者は、「卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した者」として、佐川友佳子氏（本学法学研究科研究生）、「優れた成績をもって修士の学位を取得した者」として、西森奈津美氏（2008年3月博士前期課程修了、国税庁勤務）、ならびに「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」として、戒能通弘氏（同志社大学准教授）と濱信一郎氏（同志社大学准教授）の4名であった。

佐川氏は、論文「身分犯における正犯と共犯」によって、西森氏は、論文「表現の自由と著作権—パロディ表現物に関する憲法学的検討—」によって受賞された。戒能氏は、著書『世界の立法者 ベンサム 功利主義の法思想の再生』（日本評論社）によって、濱氏は、著書『バーリンの自由論 多元論的リベラリズムの系譜』（勁草書房）によって受賞された。いずれも貴重な力作で、学問的に高く評価されるものである。

授与式では、天野芳子様はか関係各位の列席のもと、川口清史・立命館大学総長から賞状の授与と副賞贈呈の後、選考委員長（法学研究科長）より受賞理由の説明があり、天野様より受賞者へ期待と励ましの言葉を頂いた。受賞者からは、お礼と今後の研究や研鑽への抱負が述べられた。授与式終了後、受賞者と関係者で和やかな茶話会がもたれた。

（法学研究科長 竹濱 修）

■法学部定例研究会：

- 08年10月17日 第2回法と心理日韓合同研究会：指宿信氏（司会）
- 08年10月24日 第2回政治学研究会：徳久恭子氏「『日本型教育システムの誕生』（木鐸社）をめぐって」
- 08年11月7日 第3回民事法研究会：小山泰史氏「英米法不当利得法における最近の議論の素描—シンガポールの国際シンポジウムに参加して」
- 08年11月20日 第4回民事法研究会：山田泰弘氏「コーポレートガバナンスの実現における株主の役割」
- 08年11月21日 第3回政治学研究会：野村紘彬氏「ジョン・デューイの国家論」、堀弦氏「ドイツ・フライブルク公共交通の財政問題—公的補助と経営努力—」
- 08年11月28日 第1回公法研究会：中谷志士氏「『現代型』法律事務所の構築～共同事務所と現代の弁護士～」
第5回民事法研究会：券田早苗氏「成年後見制度と医療行為の同意についての法的整備」
- 08年12月3日 第1回刑事法研究会：佐藤信義氏「刑事過失の法政策」、西口雅彦氏「交通犯罪における刑罰の抑止効果とその対応策」、大森幸一氏「企業犯罪・不祥事の予防と刑法の役割」、石田夏未氏「被害者・加害者の対話による関係修復の可能性」
- 08年12月5日 第6回民事法研究会：王海涛氏「不動産物権と不動産登記制度について」、長野愛子氏「退職勧奨と退職強要」、中西功治氏「労働監視と労働者のプライバシー—情報化及び内部統制は何をもたらすのか—」、井崎直人氏「労働紛争解決システムのありかた」
第2回公法研究会：森脇正浩氏「都市再生と街づくり法制のありかた」、登丸貴之氏「ロールズ正義論の到達点—その現象学的考察」、佐藤雄資氏「ハード・ケースにおける法欠缺の分析と法原理及び権利基底的理論について—ロナルド・ドゥオーキンの理論を参考にして—」
- 08年12月12日 第2回公法研究会第一分科会：小山修平氏「判決受容過程の分析」、大西貴之氏「現代法システムにおける手続的正義の位相と価値」、呉仁済氏「韓国の過去事清算法の研究」
第2回公法研究会第二分科会：庵原愛子氏「医療と自己決定権」（仮題）、高橋佳奈氏「公務員の思想・良心の自由」、岡田弾次郎氏「国際人権法における普遍性」（仮題）、坂本裕季氏「外国人の社会保障受給権」（仮題）
第7回民事法研究会：小西仁氏「瑕疵担保責任の現状と将来に関する一考察—ウィーン売買条約や諸外国民法の比較検討を通じて—」、木村直人氏「特許法における特許製品のリサイクルと消尽理論—特許製品のリサイクル品に対する権利行使の可否—」、松本聖氏「著作権法における間接侵害及び侵害主体の範囲について—著作権侵害行為に関与する者の責任・差止請求—」、村岡鉄也氏「物上代位における差押えの意義」



立命館ロー・ニュースレター
第55号 (2008年12月)
編集：立命館大学法学部
ニュースレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会。
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rindex.htm#nl>